

TOPICS

平成 20 年度省エネ法改正に伴い、本年 4 月から準備が必要に

日本は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減していくために、省エネルギー対策の強化が求められている。こうした状況を踏まえ、昨年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、エネルギー管理義務の対象範囲が拡大された。

同改正法の施行日は平成 22 年 4 月 1 日の予定であるが、エネルギー管理義務の対象（年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kl 以上）に該当するかどうかの判断を行うために、各企業において平成 21 年 4 月から 1 年間のエネルギー使用量の把握・記録が必要となった。

1. 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機に昭和 54 年に制定された。省エネ法は、国内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

(1) 改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量（原油換算値）を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければならない。

(2) 義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行なうことが義務付けられている。

2. 今回の主な改正のポイント

(1) 指定基準の改正

①工場・事業場単位から企業単位へ

平成 20 年 5 月の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変更された。従って、企業全体（本社、工場、支店、営業所等）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kl 以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出る、

特定事業者の指定を受けなければならない。

②特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得る

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければならない。

フランチャイズチェーン本部が行なっている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kl 以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出る、特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなる。

(2) 報告書等の提出単位の変更（図 1 参照）

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わる。

(3) エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者：※）をそれぞれ 1 名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられる。

※エネルギー管理講習修了者またはエネルギー管理士から選任しなければならない。

3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

図2のフローのとおり、平成21年4月～22年3月迄の1年間、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）を正確に把握し、記録する。

*例：電気・ガスは、毎月の検針票に示される使用量を把握する。

エネルギー使用量の原油換算値への換算手順

- ア 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計する。
 - イ アの使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ：ギガジュール）を求めた後、合計して年間に使用したエネルギー量（熱量合計、GJ）を求める。
 - ウ イの年間の使用熱量合計（GJ）に、0.0258（原油換算kℓ/GJ）を乗じて年間のエネルギー使用量（原油換算kℓ）を求める。
- *また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もある。

1年間の同使用量が合計1,500kℓ以上の場合は、エネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければならない。

燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツール（表計算シート）は、財團法人省エネルギーセンターの下記URLで参照・ダウンロードできる。

(URL) http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls

また、同センターのWebサイトでは、「工場の省エネ」、「ビルの省エネ」、「交通の省エネ」などに関する様々な改善事例や推進方法等が紹介されている。

*省エネ法改正に関するお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

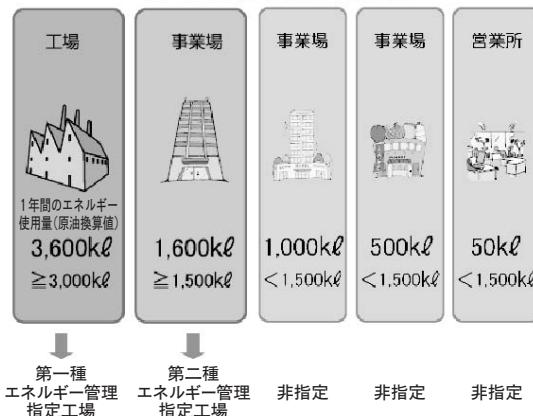
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726 FAX：03-3580-8439

図1

改正前

工場・事業場単位の法体系



改正後

企業単位の法体系

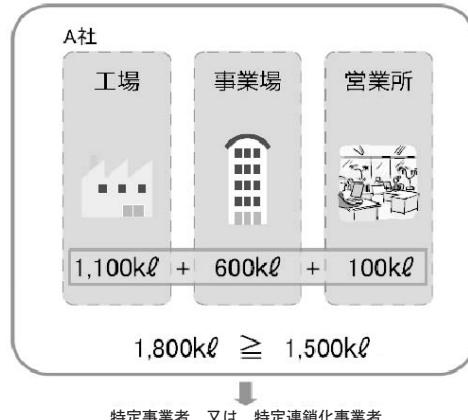


図2

企業全体でのエネルギー使用量の把握
(平成21年4月から1年間)

エネルギー使用量が1,500kℓ以上か？

経済産業局への届出
(平成22年度)

特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定

届け出なかった場合、又は虚偽の届け出をした場合、50万円以下の罰金

経済産業局へ届出する必要はありません

年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安

小売店舗	約3万m ² 以上	コンビニエンスストア	30～40店舗以上
オフィス・事務所	約600万kWh/年以上	ファーストフード店	25店舗以上
ホテル	客室数300～400規模以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数500～600規模以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

【注意】事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。